参考

１　本件の概要

中部電力

特定ハイブリッド光通信装置，特定伝送路用装置の発注

①技術力を有するメーカーを選定して見積を依頼

②見積金額の提示を受け契約予定先を選定

③契約予定先と価格交渉

④契約締結

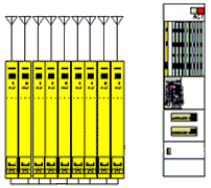

違反事業者

受注調整の実施

Ⅰ　特定ハイブリッド光通信装置（メーカー３社）

- ◆　受注実績が均等になるように，過去の受注物件の見積金額を積み上げた一覧表を用いて，受注予定者を決定する。
- ◆　装置の引渡場所について，日本電気と富士通がそれぞれ優先的に受注できる「エリア」として分け合った中部電力各支店の供給区域のいずれに属するかによることを基本として，話合いにより受注予定者を決定する。

Ⅱ　特定伝送路用装置（メーカー２社）

- ◆　受注実績が均等になるように，過去の受注物件の見積金額を積み上げた一覧表を用いて，当該金額を積み上げた金額がより低い者を受注予定者とする。
- ◆　装置の引渡場所について，日本電気と富士通がそれぞれ優先的に受注できる「エリア」として分け合った中部電力各支店の供給区域のいずれに属するかなどにより，受注予定者を決定する。

受注予定者が提示する見積金額が最も低い額になるように見積金額を定め，受注予定者が受注できるようにする。